

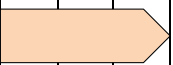
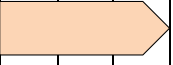
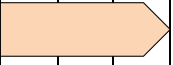

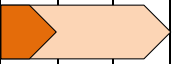


西表島行動計画の見直し・更新（案）\_沖縄WG後修正

 重点的に実施  
 継続実施

資料 2 - 3

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
<b>1) 保護制度の適切な運用</b>										
1 西表石垣国立公園の管理	環境省				●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 西表島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	西表島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	西表島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 西表鳥獣保護区の管理等	環境省				●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少鳥獣が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理するとともに、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等</u>	環境省				●	●	●	<u>絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定するとともに、適切な保護等を図る。</u>	<u>国内希少野生動植物種が適切に保護される。</u>	
5 <u>希少野生動植物保護条例等の制定</u>	沖縄県				●	●	●	<u>種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。</u>	<u>希少種保護のための法制度の確保。</u> <u>【条例の制定】</u>	

コメントの追加 [A1]: 包括的管理計画の「保護制度の適切な運用」の大項目が、希少種の保護や外来種対策等の法令に基づく取組を含む内容に変更になったことを踏まえ、事業項目大項目を移動。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 3 竹富町自然環境保護条例の運用による希少野生動植物の保護等	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、竹富町自然環境保護条例を適切に運用し、希少野生動植物の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動植物の捕獲等の規制等を行う。また、講習会を開催してその普及啓発を行う。	保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性が保全される。 【講習会の開催状況・参加人数】	竹富町自然保護審議会
7 4 保護増殖事業等の継続実施	環境省 農林水産省 沖縄県				●	●	●	種の保存法に基づく保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤマネコについて、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤマネコ 保護増殖検討会
16 10 保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況の把握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査	保護増殖事業対象種以外の希少種等の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。 【個別検討会における評価】	—

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
<b>2-3) 外来種による影響の排除・低減</b>										
1 侵略的外来種の防除及び定着・侵入防止の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、対策優先種の検討を行い、土地所有者・管理者及び各機関・団体による防除を推進する。 西表島地域に未定着な侵略的外来種の日撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、侵略的外来種の定着予防及び意図的・非意図的侵入防止のため、管理体制・侵入監視を検討し、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等、必要な対策を講じる。	推薦資産の生物多様性に負の影響を与える侵略的外来種による影響の排除・低減。 また、地域住民及び観光客が外来種問題に対し、十分に認知している状態の実現。【重点対策種の確認状況】	
2 竹富町ねこ飼養条例の徹底	竹富町 地元関係団体					●	●	飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率、犬猫の収容数一返還数】	
3 所有者のいないネコの保護収容・島外搬出事業の実施	竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止。	
4 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	愛玩動物（イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等）の逸出によって新たな外来種が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客等が森林部に愛玩動物を持ち込むことで、愛玩動物由来の感染症が野生動物に感染すること、野生動物捕食などの影響を予防するための方策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 愛玩動物から野生動物への感染症の感染や捕食などのリスクの低減。	

コメントの追加 [A2]: 包括的管理計画の大項目の名称変更に合わせて修正。  
包括的管理計画の大項目 2 と 3 が入れ替わったため、順番を入れ替え。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 在来動物に対する交雑リスクの低減	竹富町 地元関係団体				●	●	●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協力体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減。	
<b>3-2) 希少種への人為的影響の防止確保一増殖</b>										
1 6 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。 また、動物の移動経路（アニマルパスウェイ）の機能の維持・強化を図るとともに、 <u>路上進入抑制柵の設置の及びその効果検証を引き続き実施するほか</u> 、 <u>動物の路上進入の抑制及び道路への動物の侵入防止及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。</u> 特に交通事故が連続している西部地区における対策を強化する。イリオモテヤマネコの人馴れを防ぐための観察ルール等の検討を行う。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止。 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議
2 7 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図るとともに、傷病・死亡要因について究明する。	希少野生動物の救護及び野生復帰をより適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】	

コメントの追加 [A3]: 包括的管理計画の大項目の名称変更に合わせて修正。  
包括的管理計画の大項目 2 と 3 が入れ替わったため、順番を入れ替え。

コメントの追加 [A4]: 沖縄WGにおける土屋委員の以下の指摘を踏まえ修文。「路上進入抑制柵」「路上進入の抑制」など言葉の重複があり読みにくくので修文が必要。」

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
φ13 希少野生動植物の密猟・盗採の防止対策と強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を適切に行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確保。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
φ4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	<del>—絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定するとともに、適切な保護等を図る。</del>	<del>—国内希少野生動植物種が適切に保護される。</del>	
φ2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県				●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。 <del>—【条例の制定】—</del>	
φ4 竹富町自然環境保護条例の運用による希少野生動植物の保護等	竹富町				●	●	●	—竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、竹富町自然環境保護条例を適切に運用し、希少野生動植物の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動植物の捕獲等の規制等を行う。また、講習会を開催してその普及啓発を行う。	—保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性が保全される。 <del>—【講習会の開催状況・参加人数】—</del>	竹富町自然保護審議会

コメントの追加 [A5]: 包括的管理計画の「保護制度の適切な運用」の大項目が、希少種の保護や外来種対策等の法令に基づく取組を含む内容に変更になったことを踏まえ、事業項目大項目 1 に移動。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 保護増殖事業等の継続実施	環境省 農林水産省 沖縄県	→			●	●	●	一種の保存法に基づく保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤマネコについて、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	—自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤマネコ 保護増殖検討会
5 保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況の把握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団体	→			●	●	●	—保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査	—保護増殖事業対象種以外の希少種等の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。 【個別検討会における評価】	—
4) 緩衝地帯や周辺地域等における産業との調和										
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体	→				●	●	豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現。	
2 海岸林再生の指針に基づく管理の実施	林野庁	→				●	●	海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく。	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。	
3 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県	→				●	●	沖縄県赤土流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会

コメントの追加 [A6]: 包括的管理計画の大項目の名称変更に合わせて修正。

コメントの追加 [A7]: 地域住民との意見交換や個別ヒアリング等の中で赤土流出対策の要望を踏まえ、行動計画に事業項目を追加

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5) 適切な観光管理の実現と利用とエコツーリズム										
1 西表島全体の持続的観光マスタープラン(仮称)の策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 竹富町 地元関係団体	→			●	●	●	地域関係者等との合意のもと、世界自然遺産西表島における観光利用の在り方や方針、総量規制、入域料の導入の訪問者管理等を示すとともに、竹富町の観光振興基本計画や西表島エコツーリズムガイドライン(仮称)とも連動した観光管理のための持続的観光マスタープラン(仮称)を策定する。 また、その運用によって、利用の集中と分散を図り、地域のバランスある発展に向け、計画的に利用を誘導する。	西表島における観光管理のための持続的観光マスタープラン(仮称)が策定され、その運用によって持続可能な観光が実現される。 【西表島の入込客数】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会(仮称)
2 フィールドの適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体	→			●	●	●	フィールドの資源特性と利用の現状に応じたゾーニングを実施し、エリアごとの利用の方針設定等を行う。また、フィールドごとの利用規制や <u>野生生物への餌付けの禁止等</u> の利用ルールを定め、法令・制度等と連携して利用コントロールを行う仕組みをつくる。加えて、利用ルール等に関する情報発信と普及啓発を実施する。 上記のような内容について、西表島エコツーリズムガイドライン(仮称)としてとりまとめる。	フィールドの自然特性に応じて利用に伴う負荷が低減され、遺産価値の保全がなされる。 【利用ルールの設定状況】 【利用ルールの遵守状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会
3 適正利用とエコツーリズムの推進を担う組織・体制の確保とその持続的な運営	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体	→			●	●	●	ガイド制度の運用やガイド事業者の連絡・調整、設定されたルールや利用コントロールの実施状況の確認、一般利用者の窓口機能などを実施する組織・体制を構築し、持続的に運営していく。	適正利用とエコツーリズムの推進を担う組織・体制が維持され、適切に運営される。 【組織加入者数】 【組織による事業の実施状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会 ガイド事業者の統括組織(設立準備中)

コメントの追加 [A8]: 包括的管理計画の大項目の名称変更に合わせて修正。

コメントの追加 [A9]: 沖縄WGにおける横田委員の以下の指摘を踏まえ追記。「ヤマネコの人馴れ以外にも、野生生物への餌付けが問題になっている。自然にあまり手を加えないような啓蒙活動が必要。」

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 ガイド事業者の質の向上	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	ガイド事業者の登録・認定に関する竹富町観光案内人条例(仮称)を制定・運用することにより、西表島で活動するガイド事業者の数を把握、管理する。また、養成研修等を通じてその技能等を向上させ、世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現する。	ガイド事業者による適正かつ質の高い利用の提供 【届出・登録等の数・割合】 【フィールド利用者の満足度、再訪率】 【フィールドでの事故件数】	適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会 竹富町観光案内人条例(仮称)に係る検討委員会(設立準備中)
5 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	フィールドの立入りに伴う手続きの周知やガイド事業者との連携・協力によって観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果を評価するための有効なモニタリング手法を検討し、各機関・関係団体の役割分担を明確にして継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。 【モニタリングデータの取得状況】	適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
416 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	<p>遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備</li> <li>○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討</li> <li>○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討</li> <li>○沖縄県交付金事業による利用施設の整備</li> <li>○環境省直轄による国立公園事業の検討</li> </ul>	<p>利用負荷の低減と遺産価値の普及</p> <p>【拠点施設利用者数】【利用負荷の低減状況】【遺産価値の理解度】</p>	<p>西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称）</p> <p>適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会</p>
<b>6) 地域社会の参加・協働による保全管理</b>										
1 保全・管理に要する費用に充当するための資金の持続的確保に関する検討	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町						●	<p>遺産登録による利用者の増加に対応して遺産価値を持続的に保全・管理するための資金を十分に確保するため、受益者である観光事業者や利用者からの利用料の徴収、西表島への入域料の導入、企業等とのパートナーシップ制度の導入、遺産価値の保全に理解のある人々等からの寄付、基金の活用等、広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。</p>	<p>西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。</p> <p>【確保した金額】 【確保した資金の活用状況】</p>	<p>西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称）</p>

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、 <u>生物多様性の損失を止めるための取組など関連の施策を総合的・計画的に展開するとともに、県民、民間団体等様々な主体に対して生物多様性の保全への取組を積極的に働きかけ、連携協力体制を構築する。</u>	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関連施策の取組状況】	
3 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的な取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理活動が継続的に行われる状態の実現。	
4 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。 また、特に観光客の入島時に適正な利用方法等について周知を行う。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まった状態の実現。 【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数、地域住民の世界遺産の保全に対する理解度】	
5 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 竹富町					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】	

コメントの追加 [A10]: 沖縄WGにおける土屋委員、横田委員の以下の指摘を踏まえ内容を強化。  
「もう少し具体的にどのようなことを実施していくのかを記載して欲しい。」

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 美化活動等の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸漂着ゴミの清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化や生態系、生物多様性の保全を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。	
<b>7) 適切なモニタリングと情報の活用</b>										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	
3 西表島行動計画の進捗確認及び事業評価を実施	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島行動計画が着実に進められているかについて進捗確認を実施する。 <u>とともにまた、モニタリング計画における指標との関連を踏まえ、必要に応じて行動計画の成果を評価する指標について検討し、その成果について地域別の事業評価を行うことで、行動計画の見直しに活用する。</u>	西表島行動計画に基づく事業・取組が進められ、遺産価値が維持・強化されている状態を確保すること。	

**コメントの追加 [A11]:** 沖縄WGにおける佐々木委員の以下の指摘を踏まえ内容を強化。  
 「『包括的管理計画』には適切な評価指標が確立していない場合には、各事業項目において新たな手法の開発も含めた検討を行うとあるが、行動計画にも記載しておく必要がある。」